

第3回 えたじまブランド

認定品募集



えたじまブランド認定品

ETAJIMA BRAND

あなたの自慢の逸品をご応募ください。

【募集期間】

令和3年

11月1日(月) ▶ 11月30日(火) **必着**

「えたじまブランド」認定制度とは

江田島市内で生産・加工された地域特産品で、特に優れたものを「えたじまブランド」として認定し、市内外への発信・販売を支援することにより、当該特産品の需要を喚起し、もって観光客の誘致の促進及び地域経済の活性化を図ることを目的とする制度です。

第2回認定(平成30年)および追加認定(平成31年)にて
28事業者57品目の認定をしました。

お問い合わせ先・受付窓口

江田島市地域ブランド推進協議会

【事務局】江田島市商工会 〒737-2121 広島県江田島市江田島町小用2-17-1

江田島市内で
生産された

★加工食品（飲食店等で提供される料理を除く）

★工芸品等（生産過程の一部又は全部が手工業的であるもの）

すべて機械生産による製品であっても、工芸品に類するような優れた芸術的意匠と技巧により製造されたもの。

★市の特産品で協議会が認めた一次産品

（詳細はお問い合わせください。）

認定メリット

- ① 当会等が実施する首都圏や海外における商談会、展示会、百貨店催事に優先的に出展できます。また、所定の審査により、展示会やイベント等の交通費も当会において負担することができます。
- ② えたじまブランドとしてえたじまブランドカタログを20,000部以上発行し、幅広く周知するとともに、専用ホームページやSNS等に掲載しネット上でも広く周知いたします。
- ③ ブランドロゴ幟等を使用できます。
- ④ 江田島市ふるさと納税の返礼品として掲載できます。
- ⑤ 専門家によるブラッシュアップ支援が無償で受けられます。（原則3回まで）
- ⑥ 経済産業省、全国商工会連合会等が主催するコンテスト等に出品が可能です。（一定の条件があります。）
- ⑦ 江田島市商工会が主催する商品開発事業により、補助金を活用した商品開発、販路開拓支援事業に参加することができます。

応募要件

- ① 江田島市内の主たる事業所を置いているもの。
- ② 商品に「江田島らしさ」を連想させる取り組みや物語等が含まれているもの。
- ③ 完成した商品であること。
- ④ 法令を遵守していること。
（他人の知的財産権を侵害していないこと。）
- ⑤ 第2回認定品に関しては、第3回の認定申請は不要です。認定基準を満たさないと判断される場合は認定事業者と事務局で協議の上、第3回認定をしないものとします。

認定基準

◆コンセプト・地域性

◎「えたじまブランド」のコンセプト「自然を活かす技術」と整合しているか。江田島市を連想させる取り組みや物語があるか。

◆独自性・希少性

- ◎ ブランド作りに対する考え方が明確であり、類似の商品、産地と比べて、優位性・独自性・希少性があるか。
- ◎ 消費者とのコミュニケーションなどの伝達方法に工夫や特徴があるか。
- ◎ 市場に供給される量、時期又は場所が限定されており、希少価値があるか。

◆信頼性・安全性

- ◎ 生産・製造・流通・販売までの各過程において、品質維持・向上に関する取り組みや技術的裏付けがあるか。
- ◎ 法令順守・衛生面・技能向上など、従業員教育や消費者の信頼性を確保する取り組みがあるか。

◆市場性・特産性

- ◎ 商品の売り上げ実績、小売体制や販売体制が整っているか。
- ◎ 市場ニーズがあり、売上増が見込めるか。

◆将来性

- ◎ ブランド化に対する継続した意思及び取り組み、計画があるか。

応募情報

所定の様式を江田島市商工会のホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、申請書及び申請された商品の写真のデータを電子媒体（USB、CD等）もしくはメールで送付してください。

えたじまブランドのホームページをご覧ください。

<https://etajima-brand.com/>

